

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 4 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B支店（現在は、A事業所）における資格喪失日に係る記録を昭和36年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和18年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年2月28日から同年3月1日まで  
昭和34年4月3日から平成15年5月31日まで継続してA事業所に勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された回答文書、同事業所の同僚の証言及び雇用保険の加入記録から、申立人は、同事業所に継続して勤務し（昭和36年3月1日にA事業所B支店から同事業所C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、社会保険事務所が保管するA事業所B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の昭和36年1月の標準報酬月額の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和36年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月28日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成10年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月から同年6月まで  
平成10年3月末に会社を退職後、自治会の役員に国民年金の加入手続を依頼し、保険料は、妻が自宅に集金に来ていた自治会の集金人に納付したはずである。  
申立期間の保険料のみ未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録及び申立人が居住する市が保管する国民年金被保険者記録票によれば、申立期間は国民年金の未加入期間であることから、申立人に国民年金保険料の納付書が発行されたとは考え難く、国民年金保険料を納付できない期間であったと考えられる。

また、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 9 月 1 日から 14 年 8 月 25 日まで  
代表取締役として勤務していた A 事業所における標準報酬月額は、平成 12 年 9 月から 14 年 1 月までは 36 万円、14 年 2 月から同年 8 月 25 日までは 30 万円だったが、さかのぼって減額訂正されているので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人が代表取締役を務めていた A 事業所は、平成 14 年 8 月 25 日に適用事業所に該当しなくなっており、その直後の同年同月 29 日に、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額が、12 年 9 月から 14 年 1 月までの期間は 36 万円から、14 年 2 月から同年 7 月までの期間は 30 万円から、それぞれ 10 万 4,000 円に遡及して減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、厚生年金保険料について、納付していたとしながらも、滞納があったことを認めている上、社会保険事務所が保管する A 事業所に係る滞納処分票において、平成 15 年 9 月 16 日に、社会保険事務所は申立人から現状を聴取し、債務承認書を受理したとする記載が確認できるとともに、社会保険事務所に保管されている当該承認書には同事業所の住所氏名のゴム印が押されていることが確認できる。

また、申立期間当時、A 事業所の手続を代行していた社会保険労務士は、「事業所の倒産直後、月額変更届については提出したかどうか憶えていないが、事業主に会って全喪届（適用事業所に該当しなくなった旨の届出）及び従業員の離職手続の書類に印鑑をもらって社会保険事務所へ提出した。」と証言している上、社会保険庁の記録から、申立人の標準報酬月額の減額訂正処理日と資格喪失の処理日が同日となっていることが確認できる。

これらのことから、代表取締役であった申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の改定処理が行われたとは考え難く、申立人は、自らの標準報酬月額の減額に同意していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、代表取締役として自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険第4種被保険者保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 11 月 1 日から平成 3 年 3 月 1 日まで  
社会保険事務所から厚生年金保険第4種被保険者保険料が還付されているため、申立期間については、年金額の計算に算入されない期間である旨の回答を受けたが、厚生年金保険第4種被保険者保険料について還付してもらった記憶は無く、納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録から、申立人は、昭和 58 年 10 月 1 日にA事業所において厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、同年 11 月 1 日に厚生年金保険第4種被保険者資格を取得し、申立期間(88 か月)において標準報酬月額 28 万円に相当する保険料(300 万 9,720 円)を納付し、同事業所における被保険者期間(152 か月)と第4種被保険者期間を合わせて老齢厚生年金の受給資格期間(240 か月)を満たしたことは確認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録から、平成 4 年 1 月に、申立人がA事業所において取得した厚生年金保険被保険者記号番号とは別の被保険者記号番号で取得していた事業所における厚生年金保険加入記録(92 か月)が新たに判明し、それぞれの被保険者記号番号での加入期間を合わせると 244 か月となり、老齢厚生年金の受給要件を満たすこととなったことから、申立人の第4種被保険者期間が取り消されたことが確認できる。

また、社会保険事務所は、申立人に係る厚生年金保険第4種被保険者期間の取り消しに伴い、申立人が同期間に納付した保険料総額(300 万 9,720 円)を還付することとなり、社会保険事務所が保管する現金出納簿によると、平成 4 年 2 月 28 日付けで、申立人に対して還付金として支出していることが確認できる上、仮に、申立人が還付金を受給していない場合については、支出後 1 年経

過した時点で還付金が社会保険事務所に返戻されることとなるところ、5年2月から同年7月までの上記現金出納簿において、還付金が返戻された記録は確認できない。

このほか、申立期間の厚生年金保険第4種被保険者保険料が還付されていないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険第4種被保険者保険料を還付されていないものと認めることはできない。

## 愛媛厚生年金 事案 429 (事案 10 の再申立て)

### 第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第 2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 6 月 18 日から 35 年 5 月 1 日まで  
申立期間当時、A 事業所 B 支店に勤務していた。

給与明細書等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

今回、新たな資料はないが、社会保険事務所で職歴の記録が記載された用紙を見せてもらったときには、記録の中に確かに A 事業所が記載されていた。

### 第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、社会保険事務所に保管する A 事業所 B 支店の厚生年金保険被保険者名簿の中に申立人の記録はない上、同事業所の経理担当の元社員は、常用臨時の者について、雇い入れ後、半年から 1 年経過後に正社員に採用していた旨証言していること、及び同名簿により申立人と一緒に同事業所において勤務したとされる上司は申立期間後に厚生年金保険に加入していることが確認できることから、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入手続を行っていなかったものと推認でき、そのほかに厚生年金保険料の控除を推認できる関連資料及び周辺事情がないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 2 月 22 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料はないが、60 歳前に社会保険事務所において職歴の記録が記載された用紙を見せてもらったときには確かに A 事業所が記載されていたと主張しているところ、社会保険事務所が申立人に閲覧させたと考

えられる申立人に係る被保険者記録照会回答票の中に同事業所の名前を確認することができない上、申立人が同事業所のC営業所に勤務していたことは、一緒に働いていたとするD事業所の元従業員の証言から推認できるが、申立人が事業主から保険料を控除されていたことをうかがわせる証言を得ることができず、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 11 月 1 日から 13 年 10 月 31 日まで  
社会保険庁の記録では、申立期間の標準報酬月額が 30 万円から 10 万 4,000 円にさかのぼって訂正されている。

賃金台帳及び所得税源泉徴収簿を見ると、申立てどおりの厚生年金保険料が給与から控除されているので、正しい標準報酬月額 (30 万円) に訂正をしてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

A 事業所から提出された申立人に係る賃金台帳、所得税源泉徴収簿及び社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録から、申立人は、申立期間当時、同事業所に勤務し、厚生年金保険の被保険者として、給与から標準報酬月額 30 万円に見合う厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

また、社会保険庁の記録によると、A 事業所は平成 13 年 10 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、その後、同年 12 月 7 日付けで申立人の 11 年 11 月から 13 年 9 月までの標準報酬月額が、30 万円から 10 万 4,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A 事業所の商業登記簿謄本によると、申立人は、同事業所の役員ではないことが確認できるものの、社会保険庁の記録によると、申立人は同事業所の社会保険委員とされており、申立期間当時同事業所で勤務していた従業員は、申立人が社会保険関係の事務を行っていたことを証言している。

また、社会保険事務所が保管する A 事業所に係る滞納処分票によると、申

立人は、専務と称され、平成 13 年 10 月から 14 年 10 月までの期間において、十数回にわたり同事業所の厚生年金保険料の滞納に関する協議を社会保険事務所と行っていることが確認できる上、標準報酬月額の特減処理が申立人についてのみ行われていることから判断すると、申立人は、同事業所の事業主の委任を受け、同事業所を代表して遡及訂正に関する手続を行っていたものと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立期間当時、当該事業所において事業主及び取締役のいずれでもなかったものの、実質的に事業主側の立場で当該事務の執行に当たっていた申立人が、自らの標準報酬月額の特減処理に関与しながら、当該特減処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。